

令和元年 8 月 6 日

「韓国の国際条約違反と人権侵害」

国際歴史論戦研究所
上席研究員 松木國俊

1. 韓国最高裁判所の異常判決

日本による朝鮮半島統治は不法な植民地支配であり、その植民地支配協力した日本企業による強制動員も不法である。不法に強制動員された被害者には個人的に慰謝料の請求権が残されている

- ① 「日韓併合」により朝鮮人は「日本国民」と同じ権利と義務を有することになった。
→植民地支配ではない
- ② 戦時における「徴用」は ILO 強制労働条約に抵触しない→ 合法であった

2. 朝鮮半島からの徴用者は「戦時労働者 (Wartime Laborers)」

- ① 「日韓併合」以降朝鮮半島からの労働力流入は厳しく制限されていた
- ② 1937 年の支那事変発生で人手不足発生→ 1938 年「自由募集」開始 (渡航手続き緩和)
- ③ 1942 年大東亜戦争勃発→「官斡旋」開始 (行政組織を通したリクルート)
(応じるかどうかは個人の自由)
- ④ 1944 年戦争末期の決定的人手不足→ 朝鮮半島で「徴用」開始 (6 カ月のみ)

3. 請求権問題は解決済

- ① 1965 年に締結された「日韓請求権・経済協力協定」で「完全かつ最終的」に解決済。
- ② 日本は朝鮮半島に残した日本人民間資産 (今日の価格で 16 兆円) を放棄。
無償 3 億ドル、有償 2 億ドル、民間借款 3 億ドルを提供 (当時の韓国政府年間予算の 2.3 年分)
- ③ 個人補償は上記無償 3 億ドルに含まれることを両国間で確認済 (交渉議事録にもその旨明確に記載あり)
- ④ 韓国政府は個人補償を終えている

1974 年から 1976 年にかけて 95 億 200 万ウォン (当時の 1,980 万ドル) さらに、2005 年から 2015 年にかけて元徴用工やその遺族 72,631 人に対して総額 6,200 億ウォン (約 6 億ドル) を支払っている

4. 韓国政府及び司法は日本人の人権を侵害している

- ① 日本の最高裁判決 (個人の請求権は存在しない) を韓国最高裁が「韓国の公序良俗や社会秩序に反する)」として否定→ 日本の最高裁の権威を傷つけ、日本の主権を侵害し、日本人の人権を侵害するものである。
- ② 「司法の判断を尊重する」との韓国政府の態度は、「国家間の合意は三権 (立法、司法、行政) を超越して国家を拘束する」という「ウィーン条約」に反する
- ③ 日本国民に国際法を適用せず、自国の最高裁判決を日本に押し付け、日本の主権および日本人の人権を侵害することは、人種差別撤廃条約 (ICERD) に明らかに違反する

以上